

子ども・子育て支援新制度における当園の位置づけについて

平成27年度より、「子ども・子育て支援新制度」が始まりました。

この新制度のねらいは、就学前の子どもたちが保護者の就労状況にかかわらず、皆等しく保育所のサービスと幼稚園の教育を受けられるような制度を確立することです。このことは私立幼稚園にとって大きな制度改革であり、保護者の皆さまにも大きな影響を及ぼします。

新制度のもとでは、現在一律にお納めいただいている保育料支払額と施設の利用時間の決定が、園ではなく市(町村)に委ねられ、世帯の状況によって各々異なった保育料と利用時間が設定されることになります。

具体的には、① 保護者の就労状況に応じた「保育の必要性」などの認定を受けることで、保育料単価と施設の利用可能時間が決まり、② 次に保育料減免を目的に世帯の所得が審査され減免額が決定されることで保護者が実際に支払う金額（保育料単価-減免額=保護者負担額）が個々に決定される、というしくみです。実際に教育の現場においては、同一施設内に、従来の幼稚園に通っていた子ども（1号認定）と保育所に通っていた子ども（2号認定）が混在し、利用時間や保育料、入園受付及び決定窓口は違っていても共に保育を受け、一緒に活動する幼稚園になるということです。

保護者の就労状況にかかわらず、どの子どもも受け入れ、共に育ち行く場を提供することは幼児教育施設として素晴らしいことだと思いますが、これは同時に教育観や園へのニーズの異なる保護者の子どもが混在することであり、区役所の利用調整によっては、直接当園を希望しない保護者の子どもも受け入れる事を意味します。結果として、園を取り巻く人間関係が今より複雑になることは否めません。

園と致しましては、新制度への移行について継続して検討しておりますが、現状では新制度における公的支援の妥当性（量的充足）と、教育環境（人的環境）の質的保持など、現在の園の実情を鑑みて、移行を見送ることと致します。

今後も変わらず、現行の私学助成による学校法人立幼稚園として存続しますので、保育料は園が定めた一律同額を納付いただき、その上で公費による保育料の減免措置として年度末に大阪市より就園奨励費補助金をお受け取り頂くことになります。

なお、今後も社会情勢を見据え、幼児教育及び子育て世帯への支援拡充を視野に入れ、当園独自の教育活動（ひかり幼稚園らしさ）が保証されると確信できる体制整備を模索していきます。

公的支援の体制にかかわらず、子どもたちにとってより良い教育環境を提供できる幼稚園としてあり続けたいと願う気持ちが変わることはありません。